

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会

第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について（審議のまとめ）

(2018年12月14日) (抄)

※下線や四角囲いは事務局にて追加

2. 具体的な取組の方向性

(1) 大学共同利用機関における研究の質の向上

(略)

④大学共同利用機関の構成の在り方

(略)

- これらを踏まえ、国においては、「大学共同利用機関として備えるべき要件」を明らかにした上で、各大学共同利用機関について、中長期的な構想に基づく学術研究を推進する観点から、中期目標期間の2期分に相当する12年間存続することを基本としつつ、学術研究の動向に対応し、大学における学術研究の発展に資するものとなっているか等を定期的に検証する体制を整備し、この検証結果に基づき、再編・統合等を含め、当該大学共同利用機関の在り方を検討することが必要である。
- 「大学共同利用機関として備えるべき要件」については、主に以下のような内容が考えられるところであり、今後、文部科学省において、科学技術・学術審議会の意見を聴き、法令等において具体的に定めることが必要である。

- ・開かれた運営体制の下、各研究分野の研究者コミュニティ全体の意見を取り入れて運営されていること
- ・各研究分野に関わる大学や研究者コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的な学術研究拠点であること
- ・国際的な学術研究拠点として、各研究分野における我が国の窓口としての機能を果たしていること
- ・個々の大学では整備・運用が困難な最先端の大型装置や貴重な学術データ等の研究資源を保有し、これらを全国的な視点に立って共同利用・共同研究に供していること
- ・時代の要請や学術研究の動向に対応して、新たな学問分野の創出や発展に戦略的に取り組んでいること
- ・優れた研究環境を生かした若手研究者の育成に貢献していること

- 検証については、その結果が国の学術政策に反映されることから、科学技術・学術審議会が行うものとし、その体制は、学術研究の特性を踏まえつつ、各大学共同利用機関の研究成果や将来性等を専門的かつ客観的に評価することができる研究者を含む有識者で構成することが適当である。

- 検証の周期については、中期目標期間（6年間）とし、以下のプロセスで検証を実施するものとする。なお、検証の実施に当たっては、大学共同利用機関等における関係データの収集、書類の作成等に係る負担の軽減にも配慮することが必要である。
 - ①科学技術・学術審議会において、「大学共同利用機関が備えるべき要件」を踏まえ、検証の観点、参照すべき指標等を示した「ガイドライン」を策定する。
 - ②大学共同利用機関法人の中期目標期間の最後の年度の前々年度終了後に、各大学共同利用機関及び各大学共同利用機関法人において、①のガイドラインに基づき、海外の研究機関に属する研究者からの意見を聴き、自己検証を実施する。
 - ③②の自己検証の結果を踏まえ、科学技術・学術審議会において、同審議会に置かれる関係の分科会、部会における審議等を踏まえつつ、検証を実施する。
 - ④③の検証の結果は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が行う組織及び業務の全般にわたる検討の内容に反映させ、直近の中期目標期間の開始に向けて、大学共同利用機関法人の意見を聴いた上で、中期目標の策定、法令改正等の必要な措置を講じる。